別紙２

障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程における留意事項

（教育学部附属学校関係）

平成28年3月23日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 学長裁定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　直近改正　令和7年3月25日

　国立大学法人福井大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（以下「規程」という。）第６条及び第７条に定める留意事項は，以下のとおりとする。

**第１　不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第６条関係）**

　規程第３条第１項及び第２項のとおり，不当な差別的取扱いに相当するか否かについては，個別の事案ごとに判断されることとなる。正当な理由がなく，不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例，及び正当な理由があるため，不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は，次のとおりである。

なお，次に掲げる内容はあくまでも例示であり，これらの例だけに限られるものではない。正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても，合理的配慮の提供を求められる場合には建設的対話を通して，合理的配慮の代替など別途の検討が必要であることに留意する。

**（正当な理由がなく，不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例）**

●　障害があることを理由に受験を拒否すること

●　障害があることを理由に入学を拒否すること

●　障害があることを理由に授業・教育を受けることを拒否すること

●　障害があることを理由に行事，式典，遠足，修学旅行への参加を拒否すること

●　障害があることを理由に施設の利用を拒否すること

**（正当な理由があるため，不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例）**

〇　実習を伴う授業において，実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害

特性のある児童・生徒等に対し，当該実習とは別の実習を設定すること。（児童・生徒本人の安

全確保の観点）

〇　合理的配慮を提供等するために必要な範囲で，プライバシーに配慮しつつ，児童・生徒本人に

状況等を確認する。

**第２　合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第７条関係）**

　合理的配慮は，不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化，必要な人材の配置，情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として，個々の障害者に対して，その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は，規程第３条第３項及び第４項のとおり，障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なる。それぞれの状況等は，多様かつ個別性が高いものであり，当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ，社会的障壁の除去のための手段及び方法について，必要かつ合理的な範囲で，柔軟に対応する必要がある。具体例は，次のとおりである。

なお，次に掲げる具体例についてはあくまでも例示であり，過重な負担が存在しないことを前提とする。また，次に掲げる具体例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること，また，個別の事案ごとの判断が必要であることに留意する。

**（物理的環境への配慮）**

○　障害特性により，授業中，頻回に離席の必要がある児童・生徒等について，座席位置を出入口の付近に確保すること

○　聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する，視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど，個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること

○　車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし，又は段差に携帯スロープを渡すこと

○　視覚障害や肢体不自由など移動に障害がある場合，児童生徒の歩行速度に合わせた速度で歩いたり，介助する位置（左右・前後・距離等）について，児童生徒の希望を聞いたりすること

○　個々の障害に対応して介助等を行う者（以下「介助者」という。），保護者，支援員等の教室への入室，授業や試験でのパソコン入力支援，移動支援，待合室での待機を許可すること

**（意思疎通の配慮）**

○　ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す児童・生徒等のために，必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと

○　口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に，指示を書面で伝えること

○　入学試験や定期試験，又は授業関係の注意事項や指示を，口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

○　情報保障の観点から，見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や，拡大コピー，拡大文字又は点字を用いた資料，遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供），聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供，見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等），なじみのない外来語は避ける等を行うこと。また，その際，各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること

**（ルール・慣行の柔軟な変更の具体例）**

○　日常的に医療的ケアを要する児童・生徒等に対し，医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り，個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し，過剰に活動の制限等をしないようにすること

○　入学試験や検定試験において，本人・保護者の希望，障害の状況等を踏まえ，別室での受験，試験時間の延長，点字や拡大文字，音声読み上げ機能の使用等を許可すること

○　点字や拡大文字，音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために，授業で使用する教科書や資料，問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡すこと

○　読み・書き等に困難のある児童生徒等のために，授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり，筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること

○　発達障害等のため，人前での発表が困難な児童生徒等に対し，代替措置としてレポートを課したり，発表を録画したもので学習評価を行ったりすること

○　学校生活全般において，適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために，能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には，事前に伝えたり，場合によっては本人の意向を確認したりすること。また，こだわりのある児童生徒等のために，話し合いや発表などの場面において，意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して，時間を十分に確保したり個別に対応したりすること

また，合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例とし

ては，次のようなものがある。なお，記載されている内容はあくまでも例示であり，合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては，個別の事案ごとに判断が必要であることに留意する。

**（合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例）**

●　入学試験や定期試験等において，筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に，デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に，必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること

●　介助を必要とする障害がある児童生徒から，活動に当たり介助者の同席を求める申出があった場合に，当該活動が本人のみの参加をルールとしていることを理由として，障害児者本人の個別事情や講座の実施状況等を確認することなく，一律に介助者の同席を断ること

●　視覚障害のある児童生徒が，点字ブロックのないイベント会場内の移動に必要な介助を求める場合に，「安全上何かあったら困る」という理由で移動介助の可能性を検討せず，一律に介助を断ること

**（合理的配慮の提供義務違反に該当しないと考えられる例）**

〇　医療的ケア児が体調不良のため登校ができない場合に，医療的ケア看護職員に家庭での個別の体調管理を依頼する等，事業の一環として行っていない業務の提供を保護者等から求められた場合に，その提供を断ること（必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点）

〇　発達障害等の特性のある児童生徒から，得意科目で習得した点数を不得意な科目の点数として認定してほしいと要望された場合，不得意科目における環境調整や受講方法の調整などの支援策を提示しつつ，点数の他教科への転科は，教育の目的・内容・機能の本質的な変更にあたることから，当該対応を断ること（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点）

〇　車椅子利用の児童生徒が試合直前になって介助者を同伴してスポーツを観戦することになった場合に，介助者席として車椅子利用者の隣の席は用意できなかったが，できるだけ近接した席を用意すること（過重な負担（物理的・技術的制約）の観点）

〇　歩行に困難のある児童生徒やその保護者から段差でつまずかないように特別支援教 育支援員を追加で配置するよう求めがあった場合に，つまずきを防止するための方策について検討した結果として，例えば簡易スロープによる段差の解消といった代替案を提案すること（過重な負担の観点）

さらに，環境の整備は，不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが，合理的配慮は，環境の整備を基礎として，その実施に伴う負担が過重でない場合に，特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって，各場面における環境の整備の状況により，合理的配慮の内容は異なることとなる。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は，次のとおりである。

**（合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例）**

○　障害者差別解消の推進を図るための教職員への学内研修を実施（環境の整備）すると共に，教職員が，幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行うこと（合理的配慮）

○　エレベーターの設置，車椅子対応のトイレ，点字ブロックの設置といった学内施設のバリアフリー化を進める（環境の整備）

〇　講演会等で，情報保障の観点から，手話通訳者を配置したり，スクリーンへ文字情報を提示したりする（環境の整備）とともに，申出があった際に，手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定すること（合理的配慮の提供）

〇　知的障害者や読字に障害のある方に向けて，わかりやすい資料を準備したり，施設内の看板や表示にるびやピクトグラムを使用したりする（環境の整備）とともに，利用者一人一人の障害の状態等に応じて，スタッフがわかりやすい言葉を用いて説明，代読する等の配慮を行うこと（合理的配慮の提供）